

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

農 政 第 152 号
令和6年9月13日
久慈市長 遠藤 譲一

市町村名 (市町村コード)	久慈市 (207)
地域名 (地域内農業集落名)	山形地区 (上小国(1・2)・下小国・関(1・2・3)・霜畑・上川井・中川井・下川井・外川井・来内・荷軽部 (1・2)・日野沢(1・2)・岡堀・戸呂町・厚浦・新田・繫・向屋敷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

・後継者不足による営農困難者の増加に伴い、耕作放棄地や不使用農業施設が増えている。
・就農するも経営が安定せず所得向上につながらず、農家として定着するまでの支援が必要。
・狭小、不整形、分散しているほ場が多いため作業効率が悪く、貸し出す農地としても適していない。
・イノシシ、ハクビシン、クマ等の鳥獣被害も多く発生し、営農の継続に影響を及ぼしている。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

・短角牛生産や雨よけほうれん草・雑穀生産等の地域気候を活用した独自の営農により、他地域との差別化を図り、ブランド化へ向けた体制を整えていく。
・規模拡大に意欲的な担い手への農地の集積・集約化を推進する。
・鳥獣被害に対しては自主防衛を基本とし、地域での追い払い活動等を強化するなど関係各所と連携して被害の抑制を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,403 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	検討中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	検討中 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)及び引き続き耕作する農地は、農業上の利用が行われる区域とする。
久慈農業振興地域整備計画書に沿った農地利用を推進し、第3種農地、またはこれに相当する農地を中心に、必要に応じて農業上の利用が行われる農用地等の区域の見直しを行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針※</p> <p>未使用農地及び耕作放棄地を活用した作付け面積の拡大に努める。 農家相互の連携を図り、作業等営農効率の向上を目指す。 遊休ハウス活用について、各地域の実情を把握し、農用ハウスの貸し手と借り手をマッチングさせ、遊休ハウス解消及び農用施設の有効利用、設備投資軽減と生産規模拡大に努める。 その際農地利用最適化推進委員や農地コーディネーターと調整し、農地中間管理機構を通じて進める。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針※</p> <p>担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び農地コーディネーターと調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針※</p> <p>農業の生産効率の向上や集積・集約化などを図るための基盤整備を推進する。 多面的機能支払交付金を活用して、農道や水路等の修繕・更新など農業用施設の長寿命化対策に引き続き取り組む。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※</p> <p>地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 担い手が活用できる補助制度、融資制度、共済制度等による支援を行う。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>農作業受託を行う事業者の取組を支援するとともに、農業支援サービスの活用を推進することで農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制の整備と遊休農地の発生防止を図る。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	六次産業化ほか

【選択した上記の取組方針】

- ⑨現在取り組んでいる、集落内の生産物(短角牛、そば等)の6次産業化に努める。
- ⑨新規就農者への積極的な勧誘と、就農後の技術指導を行う。
- ⑨他産地との差別化を図るため、生産過程を見直す。
- ⑧生産基盤の整備により生産量の増加を図る。
- ⑦未使用農地及び耕作放棄地を活用した作付け面積の拡大に努める。
- ①野生鳥獣被害を軽減するため、電気柵等機器の購入補助金(市・1/2)を積極的に活用するとともに、機器の適切な維持管理に努める。あわせて、効果的な追い払い方法等について情報収集に努める。